

非政府ベーシックインカムと市民資本主義：
アメリカの会社法・ビジネス法学者らのポスト
株主資本主義構想について

OKANOUCHI, Tadashi / 岡野内, 正

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei journal of sociology and social sciences / 社会志林

(巻 / Volume)

69

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

51

(終了ページ / End Page)

67

(発行年 / Year)

2022-09

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025822>

非政府ベーシックインカムと市民資本主義

——アメリカの会社法・ビジネス法学者らのポスト株主資本主義構想について

岡野内 正

- I 問題提起——アメリカの会社法・ビジネス法学者らのベーシックインカム論をどうみるか？
- II スタウトらの市民資本主義論の概略
- III 非政府ベーシックインカム構想
- IV 株主資本主義に対置された市民社会が直接制御する民主主義的資本主義
- V 結論——国家中心主義を越えたが、方法論的ナショナリズムを越えず

I 問題提起——アメリカの会社法・ビジネス法学者らのベーシックインカム論をどうみるか？

ベーシックインカムは、最近刊の学術的なベーシックインカム関連文献によれば、「政府がすべての国民に対して個人を単位として、最低限の生活を送るのに必要とされる額の現金を無条件で支給する制度」（金成垣 2022:161）と定義される。¹

ところが、株主資本主義²を強く批判（Stout 2012 など）してきたアメリカの会社・ビジネス法学者ら³は、この定義には当てはまらない、政府ではなく民間機関が実施する制度、あるいは「私的に秩序づけられた公共政策（privately-ordered public policy）」、あるいは「私的秩序形成（private ordering）」⁴に基づく「非政府ベーシックインカム」というべき構想を提起した（Stout & Gramitto 2018; Stout et al. (2019); Belinfanti (2019) など）。同時に、これまでのベーシックインカム構想についてこの観点から考察し、それらと比べて、新しい非政府ベーシックインカム構想は、はるかに実現可能性が高いとして、これまでのベーシックインカム構想を批判した（Stout et al. 2019: Ch.9）。

そこで本稿では、この新しいベーシックインカム構想の概略を説明したうえで、それはこれまでのベーシックインカム構想とどう違うのか、その意義と限界は何かを明らかにすることを課題とする。

日本はもちろんのこと、国際的にみても、後述する若干の書評やコメント（Whitehouse 2019a; 2019b など）を除けば、この新しい構想に関する先行研究はなく、内外のベーシックインカム研究者によってもまったく注目されておらず、議論もされていない。

以下、第II章では、この構想、すなわちスタウトらの市民資本主義論の概略を述べ、第III章では、

¹ そこでは、山森（2009）：21-23、金教誠ほか（2018=2021：68-73）の参照が指示されており、山森は、2002年に刊行されたアイルランド政府の『ベーシックインカム白書』（Government of Ireland, 2002）を、金教誠ほかは、ベーシックインカムに関する国際学会ともいべきBIEN（ベーシックインカム地球ネットワーク）のサイトからBIENの公式定義と関連文献をベースに、それぞれかなり詳しく解説している。いずれも、「政府が支給する制度」としている点に変わりはない。アイルランドの白書は「国家あるいはその他の政治的共同体（たとえば地方政府など）によって、公的にコントロールされた財源から」（Government of Ireland 2002: 8）としており、金教誠ほかは、さらに地方自治体やEUや国連などもありうるとしている。筆者は、岡野内（2010a, b）で全人類の構成員へのベーシックインカムを提唱し、岡野内（2012）および Okanouchi（2012）あたりからその財源として各国政府が出資して投資運用する公的基金の設置を模索してきた。そのような先例としてのアラスカ恒久基金の創設について調査するうちに、当時の油田開発に関連する先住民の土地接収に対する補償としてアメリカ連邦政府によってすべての住民を株主とする原住民株式会社が設置され、先住民族にとっては、その配当が所得保証の役割を果たしてきたこと（岡野内 2014a；なお岡野内他 2016：第2部第5章の現地訪問記も参照）に触発され、岡野内（2016a,b,c,d）および Okanouchi（2016; 2017; 2018）あたりから、全人類が一人一株を共同遺産として所有する「人類遺産持株会社」を設置し、その持株会社がすべての多国籍企業の過半数株を取得することで、配当収益を財源とするグローバル・ベーシックインカムを実現するという構想を提起するようになった。それは、グローバルな暴力的過程として進行した、中心部での小農民階級の土地喪失と周辺部での植民地化と奴隷貿易を含む、今日まで続く多国籍企業の成長を通して確認できるグローバルな資本の本源蓄積に対する補償を、多国籍企業に対して求める歴史的正義回復運動として展開することをテコとして構想された（岡野内 2017）。それは、まちがいなく公共的な構想ではあったが、既存の政府機関を実施主体として想定するものではないため、岡野内（2021）：13-18 においては、制度の主体を政府機関とすることを避けたベーシックインカム定義を試みた。しかし、そのような筆者の事実上の非政府ベーシックインカムの提起は、これまでのベーシックインカム論との違いを明示していない。その結果、この構想実現をめぐる政治においてもっとも重要な争点となるであろう、人類遺産持株会社と、諸国家およびグローバル/ナショナル/ローカルな市民社会との関係が、あいまいなまま残されている。本稿はその欠落を埋めるための一作業である。

² 1997年にアメリカの財界団体であるビジネス・ラウンド・テーブルが株主第一主義を宣言して以降、2019年にその財界団体が顧客や従業員などの利害関係者（ステークホルダー）を株主利益よりは優先させることを宣言するまでの時期を「株主資本主義」、それ以後を「ステークホルダー資本主義」とする時期区分が行われている。2019年以降、日本の岸田政権は「新しい資本主義」を掲げているが、それは、ステークホルダー資本主義をさらに進化させた「公益資本主義」とする議論もある。しかし、その「公益資本主義」は本稿で紹介する市民資本主義とは全く異なる。原丈二 2022；延広他 2022 を参照。このようなステークホルダー資本主義への転換はグローバルな新自由主義の再正統化であるとする批判もある。Bailey 2020 参照。

³ リン・スタウトは、ジョージタウン大学、NYU、ハーヴァードのロースクールなどで教えたのち、UCLAスクール・オブ・ローの会社・債券法教授を経て、コーネル・ロースクールのクラーク・ビジネス法研究所の会社・ビジネス法教授となったが、2018年にガンで他界した。セルジオ・グラミットは、コーネル・ロースクールの客員助教授、タマラ・ベリンファンティはニューヨーク・ロースクールの契約・ビジネス法担当の法学教授となっている。Stout et al.(2019):165-167 の著者紹介、さらに著者らの主要業績も本論文巻末の文献目録を参照されたい。

⁴ 「私的に秩序づけられた公共政策（privately-ordered public policy）」という魅力的な表現は、法学研究者向けに市民資本主義論を提起した論文である Stout & Gramitto（2018）の副題である。「私的秩序形成

非政府ベーシックインカム構想の提唱としての意義、第Ⅳ章では、株主資本主義に対置された市民社会が直接に制御する民主主義的資本主義提唱の意義を述べる。そして第Ⅴ章では、結論として、この構想が、ベーシックインカム構想の提唱において、国家中心主義を越えた点でベーシックインカム運動の展望を切り開く優れた意義をもつが、方法論的ナショナリズムの壁を越えられないために、深刻な限界に直面していることを指摘したい。

Ⅱ スタウトらの市民資本主義論の概略

＜市民資本主義とは何か＞

「私たちは、さまざまな縛りでがんじがらめな世間を知らない理想主義者（untethered idealist）ではない」（Stout et al. 2019: xi）。一般読者向けに執筆された『市民資本主義——くみんなの元手>が世界を変え、みんなを豊かにする道筋』（*Citizen Capitalism: How a Universal Fund Can Provide Influence and Income to All*）（Stout et al. 2019）の冒頭で、スタウトらはそう啖呵を切る。

合算すれば60年以上も、コーポレート・ガバナンスに関わる法律家や学者として経験を積んだ結果、私たちは次のことを理解するようになった。ビジネスを行う会社はさまざまな形で、計り知れないほど価値あることを行ってきた。たとえば会社は、給料を払い、従業員向け福利厚生を提供し、健康保険を負担し、技術革新を行い、税金を払い、慈善事業に寄付してきた。しかし同時に、会社の行動が悪影響を及ぼすこともわかってきた。環境汚染、不公正な労働慣行、男女間の賃金差別などだ。（Stout et al. 2019: xi）

会社は、素晴らしい力をもっているが、それが適切に管理され、制御されていない、というのである。すなわち、「今日の会社のガバナンス制度（today's corporate governance system）」が、「長期的な業績評価を無視して、短期的な財務成績に焦点を合わせる近視眼的なもの」となっていることから、「研究開発費（R&D）が削減され、従業員や顧客や地域コミュニティを害するような決定がなされ、無神経で社会的に無責任な行為が引き起こされる」といった「悪循環」が起

（private ordering）」は、中世にさかのぼる法学的概念とされつつも、さしあたり、市場交換の力とも政府の力によるものとも区別される「自由意志に基づく私的諸個人の自発的な行為」に基づく組織を指すとされている（Stout et al. (2019): 8）。私的秩序形成に関する研究は、日本では、東京大学大学院法学政治学研究科21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー——私的秩序形成に関する教育研究拠点形成」が2003年から「国の法令（ハードロー）ではなく、最終的に裁判所による執行が担保されていないにもかかわらず、現実の経済社会で国や企業等が何らかの拘束感を持ちつつ従っている規範」としてのソフトローに関する教育・研究として、「現実のビジネスローにおいては、こうしたソフトローが重要な位置を占め、企業活動を左右している」事態に対応すべく、それまでのハードロー偏重の教育・研究体制への反省に立つとして大規模に進められている（岩村 2013：1）。

こっている (Stout et al. 2019: xi)。つまり、「株主の価値を最大限にする」という歴史的に形成された株主資本主義の規範のもとでは、「広範な、経済的、社会的、政治的問題に対処する会社の能力が最適化されてこなかった」(Stout et al. 2019: xi) というのである。

ここから、今日の会社の行動が引き起こす「経済的、社会的、環境的な脅威への対処の助けになるように、今日の会社のガバナンス制度の欠陥に対処する方法はないものか」(Stout et al. 2019: xi) という問いが立てられた。この問いへの答えが、「市民資本主義」だというのである。

それは、「私たちと私たちの未来を救う会社の力を引き出す単純な計画」(Stout et al. 2019: xii) であり、

自由な企業活動によって組み立てられた計画であり、政府資金を一切必要とせず、強制的な富の再分配は一切ない。完全に自発的なもので、誰に対してもやりたくないことを強制することは一切ない。多くの他の改革提案とは異なり、ある価値を支持して、他の価値を犠牲にしたりはしない。(Stout et al. 2019: xii)

つまり、国家介入を一切必要とせず、多様な価値観を持つ市民の自由な企業活動とボランティア活動によって実現できる改革提案だというのである。

その核心は、〈みんなの元手 (Universal Fund)〉という投資会社の創設だ。それは、ミューチュアルファンド (会社型投資信託) をモデルとする会社だが、いくつかの重要な点で異なる。普通の市民が日常的に資本市場にアクセスし参加できる機会を広げるように設計されているのだ。さらに〈みんなの元手〉モデルは、私たちの経済システムのはたらきを決めるテコとなるいくつかの支点を動かすことで、会社が善いことの実行部隊となれるように、会社の計り知れないほどの能力を解放できるように設計されている。(Stout et al. 2019: xii)

＜市民資本主義の六つの要素＞

市民資本主義は、次の六つの要素からなるとされる。(Stout et al. 2019: 5-6 なお Stout & Gramitto (2018) : 555-558 は五つとなっていたが、その後六つに統一されている。) 共著者の一人であるベリンファンティは、それらを「みんなの元手 (Universal Fund)」の六つの要素としてより簡潔にまとめている (Belinfanti 2019: 3-7)。ここでは、両者を参照しながら、市民資本主義の六つの要素としてまとめておこう。

1. アメリカの典型的なミューチュアルファンド (mutual fund : 投資家を投資会社の株主することで投資運用資金を集める会社型投資信託) のような私的機関ではあるが、全市民に公開され、18歳以上の合衆国市民は誰でも、その株式を一株受け取り、市民株主になれるとする、独特な投資会社である〈みんなの元手 (Universal Fund)〉を創る (Open to All)。

2. <みんなの元手>は、様々な会社の株式を組み合わせる投資資金を運用するが、主な投資資金は、会社や個人、とりわけ超富裕層からの寄付によって集める（Funded by Donations）。
3. <みんなの元手>は、投資運用収益（主として投資先企業からの配当や投資先企業の自社株買いによる株売却収入）を、市民株主に対して、定期的に、平等に、直接に、配分する（Pass-Through of Portfolio Income to Citizen-Shareholders）。
4. <みんなの元手>の市民株主は、他の市民株主の株式（citizen-share：市民株式）を買うことも、自分の市民株式を売ることも、遺贈することもできず、生涯持ち続け、死後は返却するので、寄付が続くかぎり、投資資金額は成長する（Fund Designed to Grow into Perpetuity）。
5. <みんなの元手>は、投資運用する株式を売買せず、無期限に保有することで、短期的な株式価格操作に関係しないようにして、運用監理者の裁量を制限する（Fund Administrators Have Limited Discretion）。
6. <みんなの元手>の市民株主は、機関投資家向けに投資先企業の株主総会での議決権行使に関する適切な情報を提供する議決権行使助言会社（proxy advisor）のサービスを、<みんなの元手>の費用負担で無償提供され、<みんなの元手>が株式保有する個々の企業の株主総会での議決権の用い方についての決定に参加する権利を持つ（Right to Vote）。

要素3は、すべての市民に対して開かれた無条件の現金移転であって、ある種のベーシックインカム構想に他ならない。この点に着目して、著者らは、これまでのベーシックインカム構想との比較論を展開している。要素3を含むこれらの諸要素と要素間の相互関係は、株主資本主義の現実に即して周到に組み立てられたものだ。そのようなシステム設計の全体を、資本主義システムの改革論として検討する前に、まずは、ベーシックインカム構想としての側面から検討しよう。

Ⅲ 非政府ベーシックインカム構想

<ベーシックインカムとの比較論>

Stout et al. (2019) の第9章は、株主資本主義改革のための著者らの市民資本主義の提案を「他の諸提案」と比較するのがテーマである。しかし、他の諸提案として挙げられるのは、すべてベーシックインカムの提案であり、実質的にはベーシックインカム構想との比較論となっている。

何らかの介入がなければ、アメリカ人の中での貧富の格差はますます拡大していくばかりだ。＜みんなの元手＞は、私的な介入なので、政府のお金を使う必要はない。実際のところ、政府主導の所得再分配は、まったくありそうになく(highly unlikely)、おそらく政治的に不可能だ(possibly politically impossible)。この点を明らかにするために、最近注目されているいくつかの所得再分配提案について見ておこう。(Stout et al. 2019: 119)

この観点からスタウトらは、政府による貧困対策の意味を持つ政府主導の所得再分配によるベーシック・インカム構想を「普遍的基所得 (UBI: Universal Basic Income)」, 公共財産からの特別収入を市民に分配する意味を持つようなベーシック・インカム構想を「市民配当 (Citizen's Dividend)」として、二つに分けて論じている。

＜UBI構想について＞

まずUBI構想については、「もちろん、実質的な批判 (substantive critiques) が多くある」として、①UBIとして提供される額はかなり少額になる、②就労へのインセンティブをそぐかもしれない、③UBIの費用は高額になり、他の医療や福祉向け費用の削減につながりかねない、を挙げる(Stout et al. 2019: 120-122)。

これら①②③の批判は、医療制度も含めて社会保障制度の全面的な民営化を主張する新自由主義の主唱者として有名なチャールズ・マレイや、フェイスブックの創設者たちのような超富裕層の側からのベーシックインカム提案に言及しながら展開されている。

要するに、「政府資金によるベーシックインカム構想は、なんらかの形で所得の再分配を含む」ことになりがちであり、そのような再分配は、「所得階層の頂点と底辺との間」のものとなる。累進課税や資産税など頂点のみへの課税による場合には頂点から底辺への再分配となるが、これまでの底辺向けの再分配制度の廃止による場合には、底辺から頂点への再分配をも含むことになる。それはさまざまな階層の既得権益を犯すことにつながるため、あらゆる方面からの政治的抵抗に直面することになりやすい、というのである(Stout et al. 2019: 121-122)。

＜市民配当構想について＞

これに対して市民配当構想は、市民の特別な共有財産からの収益の分配である点で、所得再分配に伴う利害対立からくる各階層からの政治的抵抗を免れているかに見える。この点で、市民配当の財源となる特別な共有財産は、市民資本主義構想の＜みんなの元手＞と似ており、市民配当構想は、市民資本主義に接近しているという。しかし、市民配当構想の場合は、その財源となる共有財産の成立起源が問題だというのである。

この点を説明するために、市民配当構想の例として、実現しなかった18世紀末のトーマス・ペインの構想と、1976年に採用されたアラスカ州の恒久基金配当が挙げられている。

18世紀末のトーマス・ペインの構想は、地主が所有する私有地に対して課税し、その収入（土地

税および相続税)を原資として、基金を設置し、その基金の収入からすべての市民に対して平等に現金を分配するというものだ。地主に対する新規課税の根拠は、自然状態の地上の土地は、すべて「人類の共通財産 (the common property of the human race)」だったというものだ (Stout et al. 2019: 123-124)。

アダム・スミスの『国富論』が出版された直後の時期にあたる当時の古典派経済学の発想では、農業的な土地利用による総収入のうち、地主は土地改良の成果として地代を、農業資本家は農業経営の成果として農業利潤を、農業労働者は労働提供の対価として労賃を分配される。同時代のトーマス・ペインはそれに対して、地主が占有した後でも、以前の自然状態の土地に対する人類全体の権利が残っていると考える。本来は、すべての人類が占有すべき自然状態の土地を割り当てられるべきだが、現在の地主が占有してしまったために、占有すべき自然状態の土地が失われてしまったというわけである。そこで、新しい土地から排除されてしまった人類の一員である人々は、そのような土地喪失の不利益に対して、地主から補償金を受け取る権利があるというのである。そこには、地主が受け取る地代には、土地改良の成果だけでなく、不当な占有によって社会全体から不当に分配されたものが含まれているという判断がある。

スタウトらは、エリザベス・ウォーレン上院議員の演説や、ノーベル賞経済学者のハーバート・サイモンの推計などに言及しながら、あらゆる富の生産は社会全体の協力によって実現したものであって、ある個人のみが占有すべきものではないとして、トーマス・ペインの判断に共感を示す (Stout et al. 2019: 124)。そのうえで、次のように言う。

しかし、ペインの構想は、決して採用されなかった。それに対して、共和党知事のジェイ・ハモンドによるアラスカ恒久基金の提案は実現した。この違いはどこからくるか？/ 答えは、政治の現実 (political reality) である。ペインは、自分の構想を地主への課税によって実現しようとした。……18世紀のアメリカは今日のように、少数の富裕層の政治的反対が強力であり、知的にもっとも洗練されて正当化された政策さえ、法制化されることはなかった。……これに対して、アラスカ恒久基金は、アラスカ州が獲得したばかりの油田からの収入を財源とするものだった。個人であれ団体であれ、石油収入の所有権を主張するものはなかった (Stout et al. 2019: 124-125)。⁵

ペインの構想は、理論的、道徳的には正しいものだったが、政治の現実を動かすことはできなかった。それが地主階級の既得権益を犯すものだったからだ。アラスカ恒久基金は、既得権益のない「たなぼた」式の資源を財源としたから実現できた、というわけである。このような、理論と現実、道徳と利害関係の権力政治、といった対比によって、「国家が主導する再分配は、配分される資源が誰にも属していない場合のみ、政治的に受け入れられる (politically palatable)」 (Stout et al. 2019: 125) という結論が導き出されている。

この命題が国家レベルであてはまるものとして、新しく発見された北海油田を財源として1兆ド

ル以上を運用するノルウェー政府年金基金のような政府系投資ファンド（Sovereign Wealth Fund）の創設による社会保障制度の充実だとする。そして、それと同様に、スタウトらの〈みんなの元手〉創設による市民資本主義構想にも、この命題が当てはまるとする。つまり、〈みんなの元手〉は、新しく発見された油田と同じく、「たなぼた」式の、だれにも既得権益のない資源に基づくものだというのである。

この確信は、株主資本主義の問題点に関するスタウトらの分析、いわば株主資本主義の仕組みの中に隠されたベーシックインカム財源となる「埋蔵金」の発見から来るものだ。次に、それについて検討しよう。

Ⅳ 株主資本主義に対置された市民社会が直接制御する民主主義的資本主義

＜株主資本主義に隠された埋蔵金——金庫株＞

株主資本主義に隠された埋蔵金として、スタウトらがもっとも確信を持つのは、各企業が自社株買いによって購入した株券、いわゆる金庫株である（以下、Stout et al. 2019: 63-64）。自社株買いとは、企業が発行した自社の株式を買い戻すことであるが、そうして買い戻された株券は、発行した企業が所有している限り、議決権を行使できず、配当もつかない。企業の金庫で眠っているだけなので、金庫株（treasury shares）と呼ばれている。（役員や従業員へのストックオプションや、M&Aの際の支払いに用いることもできるが、それはそれで株式所有構成に影響する。消却の場合には、現行の株主の保有比率が上昇するので、そうされる場合も多い。）

自社株買いの目的は、自社株に対する需要をその企業自身が人為的に作り出すことで自社株の株価を引き上げることである。高い株価を維持することが乗っ取りを防ぎ、経営者の評価を高め、経営者の目的となるような仕組みが、株主資本主義なのである。したがって、自社株買いは、長期的な視野から自社株を購入して保有してくれる投資家ではなく、ヘッジファンドや通常のミューチュ

⁵ なお、引用文中では、「18世紀のアメリカ」となっているが、「18世紀のイギリス」とすべきと思う。トーマス・ペインの構想はペインがフランスに滞在しているときに、イギリスを対象として提案されたものだからだ。ペインは晩年になってアメリカにわたり、そこで亡くなったことからこの誤解が生じたものと思われる。18世紀のアメリカでは広大な土地の大部分はまだ先住民族が占有しており、入植民による先住民族からの土地の略奪を前提に、イギリスのような大土地所有者がいないゆえの「地代のないアメリカ農業」が展開しつつあって、ペインの構想実現は問題になりえなかった。むしろアメリカの状況は、イギリスの貧困と土地所有問題に直面したペインの構想の源泉となっていた。スタウトらは、ペインの構想が発表された『農業的正義』の原文ではなく、Van Parijs & Vanderbought 2017: 71 に依拠している。また、アラスカ恒久基金についての記述は、間違いではないが、アラスカ州が油田の所有権を獲得するにあたって、そもそもロシア帝国から購入したアメリカ連邦政府によるアラスカの領有じたいを認めていなかった先住民族との間での長い交渉——それは21世紀の今日でもまだ終結していない——があり、一連の補償措置が取られていたことがまったく視野に入っていないという重要な問題があることは指摘しておきたい。この点につき、岡野内 2014a および岡野内他 2016：第2部第5章を参照。

アルファンドなどの短期的な投資収益を狙って購入してはすぐに手放してしまう投資家に対して、会社の利益金を渡すことを意味する。それゆえ、企業にとっては、自社株買いのための出費は、長期的な視野からの企業活動の戦略的発展にとっては重荷となる、リスク回避としての当面の株価維持のためだけの空費としてのしかかる（このような自社株買いの問題点に関する最近の指摘として、高橋2022参照）。

このような状況のもとで、長期的な視野から自社株を購入して長期保有してくれる投資家が増えるならば、自社株の売り、すなわち供給を減らすことで、株価の引き上げに貢献できる。つまり、自社株の買い、すなわち需要を増やすことで、株価の引き上げに貢献するのと同じ効果が得られることになる。したがって、自社株買いと同じ費用で、新しい長期保有株主を増やせるならば、自社株買いの費用が節約できることになる。

アメリカ企業は、自社株買いに S&P500 に入る大手企業だけでも毎年 4 千億～6 千 5 百億ドル（2018 年は最初の四半期だけですでに 7 千 5 百億ドルを超えた）を費やしている。その結果、アメリカの大手企業の手元には、それだけの額を費やして購入した金庫株がある。それはすでに株価引き上げのための自社株買いという役割の点では、使用済みの紙切れである。金庫株として金庫に収まっている限りは、議決権もないし、配当もつかないので、実際に株式証書としては消却されて、廃棄される場合も多い。

しかし、その紙切れが、長期的視点をもって事業展開と経営戦略を評価し、株主総会でもそのような経営を支持してくれるように行動する、信頼できる長期保有株主の手にわたって、再び株式証書として機能するとすれば、どうだろうか。使用済みの紙切れを使って、長期保有株主を増やすことで株価を安定させ、将来の自社株買い費用を削減する効果さえ得られるのである。

そんな信頼できる長期保有の安定株主があるとすれば、アメリカ企業は、自社株買い費用の範囲内の額の株券を、すなわち手持ちの金庫株を、よろこんで、こぞって無償で差し出すだろう。＜みんなの元手＞は、そんな長期保有の安定株主として設計され、創設される。こうして、一挙に少なくとも時価 4 千億ドル以上の株式投資資産をもつ投資会社が登場し、それは、金庫株の寄付を受けながら毎年成長を続け、10 年間で 4 兆ドル以上の投資資産を持つまでになる。

以上が、スタウトらによって展開された論理の骨子である。それは、株主資本主義の仕組みの中に必要悪のように埋め込まれた自社株買いの結果としての金庫株に、株主資本主義を転換させるテコとなる投資会社＜みんなの元手＞創設の核となる埋蔵金を見つけ出すものであった。

＜個人と会社からの寄付の見通し＞

だがはたして、それは非政府ベーシックインカムの財源となるほどの額なのであろうか。スタウトらが、「民間資金はここにある（The private money is there）」として挙げる、アメリカに関するいくつかのマクロ指標を見よう（以下、Stout et al. 2019: 61-63）。

まず、ボストン・カレッジの富と慈善センター（Center on Wealth and Philanthropy at Boston College）の研究に依拠して、2061 年までの予測値として、個人名義財産移転総額 58 兆ドルのうち

半分近くの27兆ドルが慈善団体向けになる，という数値が挙げられている。遺贈を含むアメリカ富裕層の個人財産が慈善に向かうことを示すデータとして興味深いものだ。念のためにその研究を見れば，2007～2061年の55年間にに関する2011年に行われた推計結果のうち，年2%成長シナリオのケースであることがわかる（Havens & Schervish 2014: Table 5）。したがって，年間5千億ドル，10年間でほぼ5兆ドルの慈善支出が期待でき，そこから＜みんなの元手＞への寄付が期待できるというわけである。

次に挙げられるのが，自社株買いの費用であり，それは先述のように少なく見積もっても年間4千億ドル以上，10年間で4兆億ドル以上になる。

こうして，個人と会社からの寄付によって，＜みんなの元手＞は，年間9千億ドルを集め，10年間で9兆ドルの投資資金をもつ会社に成長するという見通しが示される。

＜配当収入分配の見通し＞

次いで，そこからの配当収益による非政府ベーシックインカムの見通しが示される。それは次のようなものだ。

18歳以上のアメリカ市民人口 2億2千5百万人

株の市場価格に対する一般的な配当の比率 年2～5%

年2.25%の配当を全市民に配分する場合

1兆ドルの投資資金 → 一人当たり年1百ドルの配当

10兆ドル → 1千ドル

30兆ドル → 3千ドル

これに関連して，アラスカ恒久基金配当のケースが言及され，アラスカ恒久基金配当の場合，一人当たり年1千～2千ドルが分配され，それによって州の貧困率を25%削減する効果があったとする。つまり，＜みんなの元手＞発足時の投資金額が1兆ドルとすれば一人当たり年1百ドル程度の配当にすぎないが，10年後に投資金額が10兆ドルにまで成長すれば，アラスカ恒久基金配当でいどの1千ドルが分配されるようになり，貧困率削減の効果が現れるだろう，というわけである。

＜市民株主登録が少ない場合の見通し＞

ところが，続いてスタウトらは，市民株主登録が少ない場合の見通しを示している。それは以下のようなものだ。

市民株主としての予想登録者 1億人（その他の条件は同じ）

1兆ドルの投資資金 → 一人当たり225ドルの配当

10兆ドル → 2250ドル

30兆ドル → 6750ドル

すなわち、18歳以上のアメリカ市民人口2億2千5百万人のうち、半分以下しか＜みんなの元手＞の市民株主にならないケースを想定しているのである。「相対的にみて少ない額しか得られないのであれば、権利を持つすべての人がすぐに登録するとは考えにくい」（Stout et al. 2019: 62）というのである。

なるほど、この想定ならば、当然のことながら一人当たり配当は全員が登録する場合のほぼ二倍になり、10年後の10兆ドルの投資金額の場合には、アラスカ恒久基金配当をわずかだが上回るレベルで配当を分配できる。

とはいえ、市民株主登録が少ない場合、とりわけ有権者の過半数を切るようなこの想定は、現実的なものかもしれないが、そのような現実とは、すべてのアメリカ市民の権利として開かれたことを標榜する＜みんなの元手＞の正統性を揺るがすことにならないだろうか。それにもかかわらず、あくまでもボランティアのみによる、自発的な、すべての市民に開かれたという意味だけで公的な、私的秩序形成として構想されているのが、スタウトらの市民資本主義であり、非政府ベーシックインカム構想なのである。この点については、すぐあとに考察する。

＜アメリカ資本市場の規模＞

以上、一連のマクロ指標の締めくくりとして、スタウトらはアメリカ資本市場の規模を一瞥している。それは次のようなものだ。

株式市場の時価総額	30兆ドル
債券市場の時価総額	40兆ドル
不動産投資信託（REIT）市場	1兆ドル（2016年）
美術市場（art market）	220億ドル（2017年）

＜みんなの元手＞は、株式だけでなく、債券、不動産、美術品に至るまで、あらゆる資産を寄付として受け入れることで、この資本市場の枠内で、ほとんど際限なく寄付を集めることができる、というのである。「次第に減少する資源」を財源とするアラスカ恒久基金とは異なり、＜みんなの元手＞は、寄付を集め続けることによって、ますます成長していく仕組みとなっている。こうして、「今後10年から20年のうちに少なくとも10兆ドルを超える資金を集められる」（Stout et al. 2019: 63）という結論が導き出されている。

だが上述のように、10年あるいは20年のうちに10兆ドルの投資金額では、せいぜいアラスカ恒久基金配当程度の水準に達する程度である。株式市場で取引される株式の時価総額に等しい30兆ドルの投資金額を集めたとしても、一人当たり年間配当は市民株主の登録数に応じて3千ドル～7千ドル程度であるから、それだけでは「最低限の生活を送るのに必要とされる額」には達しない。

その意味では、スタウトらの市民資本主義構想が、非政府ベーシックインカム構想の財源として発見した金庫株を核とする埋蔵金は、量的にはそれほど目覚ましいものではない。株主資本主義の仕組みの中に埋もれていたゴミのような金庫株が、〈みんなの元手〉のボランティア市民株主が所有する株式に転換されることで、思わぬ活躍を始める可能性を持つという質的な側面が、重要かつ、貴重な発見だと言わねばならない。

＜会社の舵取りボランティアとして立ち上がる市民社会＞

市民資本主義の概略のところで説明したように、〈みんなの元手〉の投資資金運用の監理者の裁量は厳しく制限されている。投資運用する株式は売買されず、無期限に保有される。短期的な株式価格操作に関して、利益を求めることはできない（要素5）。したがって、〈みんなの元手〉は、すべての市民に開かれた投資会社ではあるが、管理者は参加する市民株主とともに、投資先企業の安定株主として、市民社会の利益と調和できる長期的な企業の成長を、ひたすら舵取りするというストイックな役割を果たすことになっている。

それだけでなく、〈みんなの元手〉の市民株主は、〈みんなの元手〉が株式保有する個々の企業の株主総会での議決権の用い方についての〈みんなの元手〉内部での決定に参加する権利を行使することが期待されている。したがって、すべての市民株主は、〈みんなの元手〉の費用負担で、議決権行使助言会社（proxy advisor）から無償提供される、機関投資家向けの投資先企業情報、さらには個々の投資先企業の株主総会での議決権行使に関する情報を読み、理解し、議決権行使助言会社の専門家に質問し、自分の意見を形成し、〈みんなの元手〉の他の市民株主と議論し、さらに自分の意見を修正しながら、最終決定に参加しなければならない（要素6）。スタウトらは、市民株主たちの議決権行使の方針が、倫理的投資やESG投資などで議論されたようなものとなり、株主資本主義の問題を解決するテコとなることを力説している。したがって、〈みんなの元手〉の市民株主となることは、市民社会のために株主資本主義のもとで迷走する会社の舵取りをする、平等で民主主義的な有償ボランティア組織に参加することになるのである。市民社会は、そのようなボランティア組織によって、会社のシステムを取り込みながら、民主主義を再建する方向で、資本主義を取り込んで、立ち上がっていくものとして構想されている。先述のように、スタウトらによっても、アメリカ市民が、すぐにでもこのようなボランティア活動に参加するとは想定されておらず、現実的な線としては、むしろ18歳以上の全アメリカ市民の半分以上とされている。

それでも、さまざまな階層が既得権益を確保する国家を通じて、環境や人権や労働に関して企業活動を規制をしたり、国家財政の再編成によってベーシックインカム導入のような政策を追求するのではなく、ボランティア組織が株式所有と株主総会への参加を通じて直接に、私的秩序形成として企業活動を制御し、ベーシックインカムの現金移転も直接に企業利潤を財源とすることを追求する方が、はるかに政治的に実現可能で、現実的だというのがスタウトらの判断なのである。

ベーシックインカム運動がこれまでに直面してきた行き詰まり、グローバル企業としてグローバル戦略を駆使する多国籍企業が国民国家をさまざまな方面から空洞化してきたこと（さしあたり岡

野内 2018-2019; 2019; 2021) などと照らし合わせれば、株主資本主義の矛盾に内在したスタウトらの具体的提案は、実に魅力的である。それはすでに空洞化した国家に期待する多くの議論とは一線を画して、自発的に結合した市民が、株式ポートフォリオの形をとる資本を共同所有することで、様々な企業の形をとる資本の活動を制御しようとする試みである。土地所有に関する土地革命と対比すべき、資本所有に関する資本革命の提起であると呼んでもいい。それは投下資本に対する利潤の最大化のみを狙う純粋な資本の運動を体現する投資家層に対抗して、安定株主を求める経営者層を味方につけながら各企業の金庫株を集約することで株式会社の形をとる資本所有権を獲得していく自発的な市民の行動、すなわち資本所有に関する市民革命として提起されている。

アメリカやフランスのように徹底的に遂行された歴史上の市民革命は、国家を通じてなされたことではなく、まずは所有権に関する市民革命があって、しかるのちに国家そのものを革命的に転換してきた。その意味で、スタウトらの市民資本主義構想は、社会問題への対処を国家の解決能力に期待するという意味での国家中心主義 (state-centrism) を越えて、社会内部での諸個人の自発的行動によって社会構造を変える、すなわち私的秩序形成によって、公的秩序そのものを転換して、新しい公的秩序の構築を展望するものとなっている。

＜グローバル化問題の欠落への批判＞

とはいえ、スタウトらの市民資本主義構想には、深刻な限界がある。国家中心主義を越えたにもかかわらず、方法論的ナショナリズム (methodological nationalism) に囚われているかに見えるのである。不思議なことに、スタウトらの企業論からは、ほとんどのアメリカ企業が同時に多国籍企業でもあり、とりわけ大手企業の場合にはグローバル戦略をもって国外で子会社や孫会社、あるいは関連企業として出資して設立されたグループ企業と一体化して事業展開しているという観点がみごとに欠落しており、アメリカ企業だけを視野に入れた議論が展開されているかに見えるからである。

この点については、すでに批判が寄せられている。すなわち、会社の実態について考えさせる内容だという点でスタウトらの市民資本主義論の提起を高く評価するジャーナリストのホワイトハウスは、超富裕層のタックスヘイブン利用の例などを挙げて、国境を越えてほとんど際限なく資本蓄積が可能になってきたこのグローバル企業の時代において、寄付に依存するスタウトらの構想の実現可能性に疑問を呈している (Whitehouse 2019a)。

さらにホワイトハウスは、Stout et al. 2019: 92 で、過去の会社の社会的貢献として東インド会社などが引き合いに出されていることに対して、共著者のグラミットへのインタビューで、植民地化を進めた点では反社会的貢献ではないかとかみついている。これに対してグラミットは、古代ローマ時代の例を引きながら、政府がやるよりは、効率的という意味だと答えているが、植民地化の中で会社が果たした役割に関する社会的責任 (CSR) あるいは歴史的責任問題について答えてはいない (Whitehouse 2019b)。

ホワイトハウスは、これらの論点を全面的批判に展開してはいない。だがこれらの論点は、スタ

ウトらがアメリカ企業の本体ばかりでなく企業活動をも対象とする際に、アメリカという国の枠内だけに視野を限定してしまったために、グローバルに展開する企業の一分枝だけを見て、木の全体を捉えそこなっている、とする本質的で重要で深刻な批判に通じるものだ。

先述のようにスタウトらが、空洞化した国民国家に向けてではなく、直接に企業を動かす資本所有権に向けた、市民社会の運動を提起したことは、最大の功績であった。しかし、国民国家を空洞化させてしまった原因は、グローバル化に関する多くの文献、というよりも20世紀末以来の社会科学の主流が指摘してきたように、企業の事業展開の多国籍化すなわち資本の運動の国境を越えたグローバル化であった（さしあたり岡野内 2018-2019; 2019; 2021）。スタウトらは、国民国家の空洞化は認識してはいても、その原因であるグローバル化を認識していない。病因の把握があやふやであれば、処方箋の効果もきわめて疑わしいものと言わざるをえない。

スタウトらがこの批判に答えるためには、資本のグローバル化に対応して、〈みんなの元手〉をアメリカ国民だけのものとして構想するのではなく、人類全体のものとして構想し、グローバル市民社会がグローバル企業を制御するものとして構想するしかないであろう。スタウトらの構想のグローバル化は、今日まで深刻に残る植民地時代来の歴史的不正義に対するグローバルな正義回復運動や、気候非常事態への対応を含むグローバルな環境運動と呼び起こし、グローバルな規模での非政府ベーシックインカム運動につながるかもしれない。とはいえ、この点の解明は、本稿の課題を超える。別稿で果たしたい。

V 結論——国家中心主義は越えたが、方法論的ナショナリズムを越えず

以上、スタウトらのベーシックインカム・市民資本主義構想は、以下の①②③のような意義と④のような限界を持つ。

① これまでのベーシックインカムの定義を越えて、世界で初めて、事実上の非政府ベーシックインカム構想を提唱した。

② 経営者資本主義から株主資本主義への転換と言われるような資本主義の変化を踏まえて、市民社会が、福祉国家的諸制度をもつ国家を通じてではなく、株主として企業を通じて直接に資本主義を制御する、市民社会制御の民主的資本主義への転換を提唱した。

③ あらゆる企業の多国籍企業化に伴う税収減がもたらす国民国家の空洞化にもかかわらず、国家による財源負担を求めることで、既得権益の喪失を恐れる諸勢力から反発を受けて、これまでのベーシックインカム運動がはまり込んだ袋小路を、突破する道筋を示した。

④ この構想はアメリカ企業とアメリカ国民を対象としてアメリカで実現すべきものとして提起されているが、多国籍化を利用したアメリカ企業の逃避行動や、それに対抗する社会運動のグローバルな連携が視野に入っていない点で、実践的には深刻な限界を持つ。

以上、①～③は、ベーシックインカム構想や資本主義規制論が暗黙のうちに依拠してきた国家中

心主義を越えるものと言える。④は、それにもかかわらず、方法論的ナショナリズムを越えられなかったがゆえの限界と言えるだろう。

【文献】

- Bailey, Kyle, 2020, “Stakeholder Capitalism against Democracy: Relegitimising Global Neoliberalism,” *Journal of Australian Political Economy* 86: 85-121.
- Belinfanti, Tamara, 2009, “The Proxy Advisory & Corporate Governance Industry: The Case for Increased Oversight and Control,” *Stanford Journal of Law Business & Finance*, Vol. 14, p. 385, NYLS Legal Studies Research Paper No. 09/10 #21, (2021年 3 月20日閲覧<https://ssrn.com/abstract=1558097>)
- , 2019, “Citizen Capitalism - A Proposal for a New Way Forward,” *A New Deal For This New Century: Making Our Economy Work for All Conference Draft- September 2019* (2021年 3 月26日閲覧 <https://www.law.nyu.edu/sites/default/files/Belinfanti%20Tamara%20-%20Citizen%20Capitalism%20-%20A%20Proposal%20for%20a%20New%20Way%20Forward.pdf>)
- Belinfanti, Tamara & Lynn Stout, 2017, “Contested Visions: The Value of Systems Theory for Corporate Law,” *Cornell Law School research paper* No. 17-17, (2021年 3 月20日閲覧<http://ssrn.com/abstract=2942961>)
- Government of Ireland, 2002, *Basic Income; A Green paper*, Dublin: Government of Ireland (2022年 7 月11日 アクセス : <https://www.socialjustice.ie/system/files/file-uploads/2021-09/16601.pdf>)
- Gramitto Ricci, Sergio Alberto, 2019, “Archeology, language, and nature of business corporations,” *Mississippi Law Journal*, 89(1), 43-83. (2021 年 3 月 20 日 閱 覧 <https://mississippilawjournal.org/journal-content/archeology-language-and-nature-of-business-corporations/>)
- , 2020, “Artificial agents in corporate boardrooms,” *Cornell Law Review*, 105 (3), 869-908. (2021年 3 月20日閲覧 <https://cornelllawreview.org/2020/03/15/artificial-agents-in-corporate-boardrooms/>)
- 原丈二 2022 「格差社会の元凶の株主資本主義から公益資本主義への転換」(インタビュー)『経済界ウェブ』2022年 2 月 2 日 (2022年 7 月13日アクセス <https://net.keizaikai.co.jp/56804>)
- Havens, John J. & Paul G. Schervish, 2014, *A Golden Age of Philanthropy Still Beckons: National Wealth Transfer and Potential for Philanthropy, Technical Report*, Center on Wealth and Philanthropy, Boston College, Released May 28, 2014, Estimates Compiled December 2011 (2022年 7 月29日閲覧 : <https://dlib.bc.edu/islandora/object/bc-ir:104106/datastream/PDF/view>)
- 岩村正彦 2013 「ソフトロー・プロジェクトの 10年を振り返って」 Soft Law GCOE (2022年 7 月26日アクセス <http://www.gcoe.j.u-tokyo.ac.jp/pdf/greetings.pdf>)
- 金教誠ほか(木村幹監訳) 2021 『ベーシックインカムを実現する——問題意識から導入ステップ, 運動論まで』白桃書房 [原著韓国語, 2018年].
- 金成垣 2022 『韓国福祉国家の挑戦』明石書店.
- 延広絵美, Isabel Reynolds, 竹生悠子(ブルームバーグ) 2022 「首相の指南役・原氏が提唱する公益資本主義とは——分配と財政出動が実現すればGDP600兆円達成も可能」『東洋経済オンライン』

2022/02/13 19:00 (2022年7月13日アクセス <https://toyokeizai.net/articles/-/510588>)

岡野内 正, 2010a, 「地球人手当の理論序説」『社会志林』57(2):15-40.

——, 2010b, 「世界の貧困とグローバル・ベーシック・インカム論」田中祐二他編, 2010, 『地域共同体とグローバリゼーション』晃洋書房: 253-266.

——, 2012, 「地球人手当（グローバル・ベーシック・インカム）実現の道筋について—飢餓と貧困の根絶から始める非暴力世界革命の展望—」『アジア・アフリカ研究』52(3): 1-15.

——, 2014a, 「先住民の権利とベーシック・インカムのアラスカ・モデル」『アジア・アフリカ研究』54(3): 1-27.

——, 2014b, 「人類史の流れを変える——グローバル・ベーシック・インカムと歴史的不正義——」田中優子・法政大学社会学部「社会を変えるための実践論」講座編, 2014, 『そろそろ「社会運動」の話をしよう——他人ゴトから自分ゴトへ。社会を変えるための実践論』明石書店.

——, 2015, 「飢餓と貧困を放置する人類史の流れをどう変えるか?——ジェフリー・サックス, ヴォルフガング・ザックス, スーザン・ジョージの近著をめぐる」(上)(下)『アジア・アフリカ研究』55(1), 57-93; 55(2), 35-67.

——, 2016a, 「中東と世界の未来のために——歴史的正義回復に向けた市民運動を」長沢栄治・栗田禎子編, 2016, 『中東と日本の針路——「安保法制」がもたらすもの』大月書店: 第19章.

——, 2016b, 「グローバル企業の過半数株を人類遺産相続基金へ!——グローバル・ベーシック・インカム財源論の最前線」『季刊アジェンダ』2016年秋季号: 37-46.

——, 2016c, 「すべてのグローバル企業株式を人類共同遺産に!——中東・日本発の反グローバリゼーション・歴史的正義回復運動の可能性」『日本の科学者』51(11): 24-29.

——, 2016d, 「生存権をめぐる底辺からの運動—自立と権利—」松下洸・藤田憲編『グローバル・サウスとは何か』ミネルヴァ書房, 2016年, 169-186.

——, 2017, 「21世紀の多国籍企業資本の植民地的起源——グローバル正義論と植民地責任論の深化のために」『アジア・アフリカ研究』57(4): 2-24.

——, 2018-2019, 「トランスナショナル資本家階級形成による国民国家の空洞化」上・下『アジア・アフリカ研究』58(4): 1-16; 59(1): 22-50.

——, 2019, 「グローバル資本主義の正統化危機と多国籍企業犯罪」上・下『アジア・アフリカ研究』59(3): 39-59; 59(4): 1-34.

——, 2021, 『グローバル・ベーシック・インカム構想の射程——批判開発学/SDGsとの対話』法律文化社.

OKANOUCHI, Tadashi, 2012, “Towards Abolition of Wage-Slavery; Perspective to a Non-Violent World Revolution for the Guaranteed Global Basic Income Society, Launching from Elimination of Hunger and Poverty” (Paper for BIEN Congress in Ottoburn, Germany, September 2012).

——, 2016, “Global Basic Income as a Starting Point for Redress of Historical Injustice; With Special Attention to Peacebuilding in East Asiam” (Paper for BIEN 2016 Congress in Seoul, Korea).

——, 2017, “Global Basic Income or Human Heritage Dividend: Colonial Origin of the Share Capital of All Major Transnational Corporations (TNCs), and the Best Way to Purify their ‘Original Sin’ ” (Paper

- for BIEN 2017 Congress in Lisboa, Portugal).
- , 2018, “Universal, Unconditional, Lifelong, and Enough-to-Survive-Level Cash Transfer System as a Crucial Aspect of Sustainable Food System: Lessons from the Basic Income Pilot Projects in Namibian, Brazilian and Indian Villages,” (Paper for ARSA 2018 Conference in Makassar, Indonesia).
- 岡野内正他著訳, 2016, 『グローバル・ベーシック・インカム入門』 明石書店.
- Stout, Lynn, 2012, *The Shareholder Value Myth: How Putting Shareholders First Harms Investors, Corporations, and the Public*, Oakland, CA: Berrett-Koehler Publishers.
- Stout, Lynn, Sergio Gramitto, & Tamara Belinfanti, 2019, *Citizen Capitalism: How a Universal Fund Can Provide Influence and Income to All*, Oakland, CA: Berrett-Koehler Publishers.
- Stout, Lynn, & Sergio Gramitto, 2018, “Corporate Governance as Privately-ordered Public Policy: A Proposal,” *Seattle University Law Review*, 41(2), 551-576. (2021年3月20日閲覧<https://digitalcommons.law.seattleu.edu/sulr/vol41/iss2/49/>)
- 高橋 敦 2022 「債務超過状態にある企業における株主還元策の妥当性——米国マクドナルド社の場合」 *Global studies*, 6: 37-53.
- Van Parijs, Philippe & Yannick Vanderborght, 2017, *Basic Income: A Radical Proposal for a Free Society and a Sane Economy*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Whitehouse, Russell A., 2019a, “Citizen Capitalism: How a Universal Fund can provide Influence and Income to all,” *modern diplomacy*, January 30, 2019. (2021年3月20日閲覧 <https://moderndiplomacy.eu/2019/01/30/citizen-capitalism-how-a-universal-fund-can-provide-influence-and-income-to-all/>)
- , 2019b, “Citizen Capitalism: Interview with Sergio Gramitto Ricci,” *modern diplomacy*, March 4, 2019. (2021年3月20日閲覧 <https://moderndiplomacy.eu/2019/03/04/citizen-capitalism-interview-with-sergio-gramitto-ricci/>)
- 山森 亮, 2009, 『ベーシック・インカム入門——無条件給付の基本所得を考える』 光文社.